

施設等利用給付認定について

施設等利用給付認定は、お子様の年齢や利用施設、保育の必要性の有無などにより認定区分や有効期間が異なります。また、申請時からご家庭の状況などが変化した場合などには、届出等をしていただく必要があります。

下記に、施設等利用給付認定に係る認定区分や有効期間、ご家庭の状況などが変化した場合の手続きに関して記載していますので、ご確認ください。

●施設等利用給付認定の認定区分

施設等利用給付認定の認定区分は、お子様の年齢、利用施設、保育の必要性の有無により、次のとおりとなります。

認定区分	年齢	利用施設	保育の必要性
新1号認定	満3歳以上の子ども	○幼稚園（私学助成園）等	なし
新2号認定	3歳～5歳の子ども（認定希望日の属する年度の4月1日時点における年齢）	○認定こども園（幼稚園機能部分に限る） ○幼稚園（私学助成園、新制度移行園）等	あり
新3号認定 ※市町村民税非課税世帯に限る	0歳～2歳の子ども（認定希望日の属する年度の4月1日時点における年齢）	○認可外保育施設等	

◆保育の必要性については、裏面の「保育の必要性が認められる要件」をご確認ください。

●施設等利用給付認定の有効期間

施設等利用給付認定の有効期間は、認定区分や保育の必要な事由により異なり、次のとおりとなります。

認定区分	保育の必要な事由	有効期間
新1号認定	—	小学校就学前まで
新2号認定 新3号認定	就労	小学校就学前まで（新3号認定の場合は満3歳に達した日以後最初の3月31日まで）
	妊娠・出産(※)	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産日の8週間後の日が属する月の末日まで
	保護者の疾病・傷病(※)	診断書により家庭での保育が困難と認められる期間
	保護者の障害	小学校就学前まで（新3号認定の場合は満3歳に達した日以後最初の3月31日まで）
	同居又は長期入院等している親族の介護等	小学校就学前まで（新3号認定の場合は満3歳に達した日以後最初の3月31日まで）
	就学(※)	学校等の卒業・修了まで
	求職活動(※)	有効期間の開始日から90日を経過する日の属する月の末日まで
	その他(※)	福祉事務所長が必要と認める期間

※保育の必要な事由欄に「(※)」がある場合の施設等利用給付認定の有効期間は、有効期間欄に記載のある期間と小学校就学前まで（新3号認定の場合は満3歳に達した日以後最初の3月31日まで）のいずれか短い方の期間となります。

【裏面へ続く】

●ご家庭の状況などが変化した場合の手続き

転居や入籍・離婚・祖父母との同居（別居）等による世帯主や世帯員の変更、勤務先の変更などがあった場合は、市への届出が必要となります。詳細については、別添の「施設等利用給付認定後の手続きについて」に記載していますので、必ずご確認ください。

●認定区分の変更を希望する場合や保育の必要な事由に変更が生じる場合の手続き

「新1号認定から新2号認定」や「新2号認定から新1号認定」への変更を希望する場合、保育の必要な事由に変更が生じる場合（就労から妊娠・出産など）は、施設等利用給付認定変更申請書等の提出が必要となります。詳細については、別添の「施設等利用給付認定後の手続きについて」に記載していますので、必ずご確認ください。

◆「保育の必要な事由」に変更が生じる場合は、速やかに手続きを行ってください。

◆新3号認定から新2号認定への変更については、手続きは不要です。

●保育の必要性が認められる要件

保育の必要性が認められる要件は、保護者の方全員が、次の保育の必要な事由のいずれかに該当することとなります。

	保育の必要な事由	保護者の状況
1	就労	月64時間以上の労働に常態的に従事している場合
2	妊娠・出産	出産予定日前8週間である場合又は産後8週間以内の場合
3	保護者の疾病・障害	保護者の病気や傷病、心身の障害により子どもを保育することが困難な場合
4	同居又は長期入院等している親族の介護等	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのために子どもを保育することが困難な場合
5	就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）中の場合
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合 ※認定後90日以内に上記1の就労要件を満たす必要あり。
7	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっていることにより、子どもを保育することが困難な場合

◆上記のほか、育児休業の場合や上記に準じる状況にある場合は、保育の必要な事由に該当する場合があります。認定内容に変更が生じる場合は、大東市こども家庭室保育幼稚園グループへお問い合わせください。

●保育の必要な事由が『求職活動』の場合について

保育の必要な事由を「求職活動」として施設等利用給付認定を受けた場合は、原則として1か月以内に就労を開始する等により求職活動以外の保育の必要な事由に変更していただく必要があります。

求職活動による施設等利用給付認定の有効期間は最長で90日間であり、有効期間を過ぎると施設等利用給付認定が終了します。積極的に求職活動を行ったにも関わらず就労できない場合等、事情がある場合には有効期間内に大東市こども家庭室保育幼稚園グループまでご相談ください。

【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部
こども家庭室 保育幼稚園グループ
TEL 072-870-0474